

唐津市うみ・やま・かわ環境調和のまちづくり事業補助対象経費

科目	内 容	備 考
交通費	事業実施に伴う交通費など。	
通信運搬費	郵送及び宅配便料金など。	
借上げ料	会議やイベント開催のための会場利用料、機材リースなど <u>ただし、草刈り機は一日一台あたり上限3,000円とし、自走式草刈り機は一日一台あたり上限10,000円とする。</u> <u>また会員への借上げ料は補助対象経費の対象としない。</u>	
消耗品費等	苗、育苗ポット、用土、肥料、清掃用具、図書・文献購入費、燃料費、事業目的の達成に不可欠な食材、その他事業目的の達成のために必要なもの。 <u>(会員からの購入は対象としない)</u>	
印刷製本費	資料などのコピー代、チラシの作成費など 用紙、プリンターインク、写真現像代	
保険料	事業に関する保険料、ボランティア保険など。 <u>各事業実施時には可能な限り傷害保険に加入すること。</u>	
食糧費	熱中症等の予防のための飲料など、当日の健康維持上必要なもの。 <u>ただし、弁当代などの食糧費は補助対象経費の対象としない。</u>	
備品購入費	事業目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている備品。 <u>ただし、補助対象事業費の20%以下とする。</u>	
報償費	参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費。ただし、当該事業の目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている場合のみ。	
謝金	講師や外部協力者に対する謝金。 ただし、物品による謝礼品、および会員への諸謝金は補助対象経費の対象としない。	
調査費	<u>自団体ではできない専門家によるデータ収集・分析の費用。</u>	③環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
事務所費	<u>家賃共益費（上限10万円/月、会員の自宅は対象外）</u>	③環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
人件費	会場における、駐車場整理・受付・警備等にあたる臨時雇用等の賃金。ただし、補助対象事業費の20%以下とし、原則、会員への人件費は補助対象経費の対象としない。 <u>事業の専従職員1名の基本給（社会保険料の事業主負担分・各種手当を除く）として上限20万円/月</u>	②環境企画・環境教育事業と③環境団体の自主事業の構築・確立事業は対象 ③環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
その他	特に市長が認めるもの。	

